

# 確定申告についての相談会

## 確定申告



するなど準備しておきましょう。

### ○確定申告用紙について

税務署から送付された申告用紙をお持ちの方は、その用紙で申告してください。

なお、書き損じ等により他の申

告書用紙に書き替える場合は、納

税者番号、予定納税額等の事項を

確実に記入してください。

※相談においてなるときは、

収入、経費のわかるものその他、次

のものをお持ちください。

①給与所得の源泉徴収票

②生命保険料、損害保険料等の

支払証明書

③国民健康保険料(税)、国民年

金保険料等の支払額の分かる

もの

### ○サラリーマンの場合



### ○住宅を新築したり、購入して、

入居した場合や家屋の増改築などをする際、民間金融機関及び公的機関等などから住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまるとき

昨年中に六十万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。

平成元年中の所得の合計額が、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・基礎控除などの、所得控除の合計額を超える人

○事業所得・不動産所得のある人の場合

①災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受け、その損害額が、その年の所得金額の一〇%を超えた場合

### 贈与税の申告と納税

2月1日～3月15日

- ④給与所得者で、年中途で退職し、その後、所得のない方
- ⑤給与所得者で、その給与があまり多くなく、配当、利子、原稿料の収入のある方

○確定申告をすませますと市県民税の申告が同時にすんだことになります。  
申告期限になつてもあわてないよう、不明な点は税務署に相談

### ●1. 所得税の出張申告相談

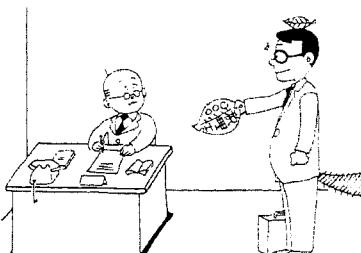
月 日	時 間	会 場
2月23日(金)	10時～3時	市役所 大 会 議 室

### ●2. 税理士の無料相談

月 日	時 間	会 場
2月23日(金)	10時～3時	市委員会 第1室
2月26日(月)	10時～3時	市委員会 第1室

⑤災害を受け、平成元年の給与について、災害減免法によつて、源泉徴収の猶予や源泉徴収額の還付を受けた人

◎申告は青色で  
納税は振替で！  
◎にせ税理士に  
ご注意！



確定申告等くわしいことについての問い合わせは、

大月税務署へ

☎ (22)-3151

平成元年分所得税の確定申告は、  
二月十六日から三月十五日までです。

期限内に申告や納税をしなかつ

たり、間違った申告をしたりしま  
すと、後で不足の税金を納めるだ  
けでなく、加算税や延滞税も納め  
なければならぬことになります  
ので気を付けましょう。

所得税は、あなた自身が正しい  
所得を計算し、税額を算出して申  
告し納付することになっています。  
※大月税務署では、皆さまの便宜  
をはかるため所得税の出張申告相  
談を次のとおり行いますので、利  
用ください。

確定申告をすませますと市県民  
税の申告が同時にすんだことにな  
ります。

申告期限になつてもあわてない  
よう、不明な点は税務署に相談



3月15日